

狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例

平成 24 年 12 月 26 日

条例第 18 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、狛江市（以下「市」という。）の多摩川河川敷における行為のうち、市民の安寧な生活にとって特に迷惑となる行為の禁止に関し必要な事項を定めることにより、狛江の貴重な自然財産である多摩川の自然環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多摩川河川敷 多摩川における河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域内の土地をいう。
- (2) 市民等 市内に居住する者、市内の在勤者又は在学者及び市域の多摩川河川敷を利用する者をいう。
- (3) 事業者 市内で営業行為を行う者をいう。
- (4) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。
- (5) 花火 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 2 項に規定する玩具煙火の爆発又は燃焼をいう。

(基本姿勢)

第 3 条 市、市民等及び事業者は、協働し、各々の役割を果たしながら、多摩川河川敷の豊かな自然環境の保全と周辺の安全で快適な生活環境の確保を推進するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、多摩川河川敷の豊かな自然環境の保全と多摩川河川敷周辺の安全で快適な生活環境の確保のために、必要な施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、多摩川河川敷での環境保全及び安全で快適な生活環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動によって多摩川河川敷における景観や市民の安全で快適な生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(管理者の責務)

第7条 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地については、当該土地の管理者は、本条例の目的に則り、適正に管理しなければならない。

(多摩川河川敷環境保全区域の指定)

第8条 市長は、地域の生活環境及び自然環境を特に保全する必要があると認めるときは、多摩川河川敷の一定の区域を多摩川河川敷環境保全区域（以下「環境保全区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、環境保全区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により環境保全区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(バーベキュー等の禁止)

第9条 何人も、前条第1項の規定により指定された環境保全区域において、バーベキュー等をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(花火の禁止)

第10条 何人も、第8条第1項の規定により指定された環境保全区域において、花火をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(勧告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その行為を中止するよう勧告することができる。

(1) 環境保全区域内でバーベキュー等をしようとする者

(2) 環境保全区域内で花火をしようとする者

2 市長は、前項の勧告を行うため、規則で定めるところにより、指導員を置く。

(過料)

第12条 第9条又は第10条の規定に違反して環境保全区域内でバーベキュー等又は花火をした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項による区域の指定その他必要な準備行為については、この条例の施行

日前においても行うことができる。

付 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。